

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定について
(セーフティネット保証5号)

i) 認定の要件

中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種で、次のいずれかに該当する中小企業者

- ①直近3ヶ月の売上高等が前年同期比5%以上減少している者
- ②直近1ヶ月の売上高等とその後の2ヶ月の売上高等を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少の見込まれる者。ただし、最近3ヶ月の売上高等が算出可能となるまでの間に限る。

詳しくは、中小企業庁HPでご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

ii) 添付書類一覧

法人	個人
(1)認定申請書 2部 (2)売上高減少が確認できる書類 (月別試算表、売上台帳、その他売上がわかる資料のいずれか) (3)確定申告書(決算報告書写し) (4)商業登記簿謄本の写し (5)許認可証の写し(許認可が必要な業種のみ)	(1)認定申請書 2部 (2)売上高減少が確認できる書類 (月別試算表、売上台帳、その他売上がわかる資料のいずれか) (3)所得申告書及び青色申告決算書または収支内訳書の写し (4)許認可証の写し(許認可が必要な業種のみ)

iii) 問い合わせ・提出先

山中湖村役場 観光産業課 産業振興係

TEL : 0555-62-9978

FAX : 0555-62-3088